



医政経発第 0922001 号  
薬食血発第 0922001 号  
平成 17 年 9 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

### インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成17年6月29日付け医政経第0629001号、健感発第0629001号、薬食血第0629001号医政局経済課課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「6月29日付け連名通知」という。）により、周知したところである。

貴職におかれては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、6月29日付け連名通知に加え、下記の事項について十分留意の上、インフルエンザ対策委員会等の管内の体制づくり及び関係者への周知、指導を進めていただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の予防接種の実施主体である市区町村とも協力体制の下で安定供給対策を推進するようお願いする。

### 記

#### 1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの供給予定量は、平成17年9月22日現在の検定及び製造上の状況を踏まえ、2,020～2,100万本の見込みであり、昨年並みの十分な供給量は確保されている。昨年の供給実績（医療機関での使用本数1,643万本）は需要予測量（1,998万本）からみて十分な余裕があったこと、今冬の予約本数は8月末現在において1,680万本程度であり、十分な流通在庫が存在することからも、当初製造見込み量2,150万本からの多少の減量見込みが需給全体量に影響することはないと考えられる。

ただし、9月下旬の初期出荷時点で一部の医療機関に一時的な品薄も予想されるため、分割納入等の6月29日付け連名通知における留意事項に加え、混乱なく安定供給対策が適切に行われるよう、関係者に対して以下の事項を周知し、協力を要請すること。

- (1) 医療機関によっては、一部の注文量の納入時期が予定よりも遅くなることもありうるが、本年の予約本数である約1,680万本の供給は、11月の接種ピークの前の10月下旬までには市場に供給される予定であり、医療機関の注文数量は確保されるため、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう情報提供に努めること。
- (2) 製造販売業者等及び卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関に対しては、納入時期及び数量等の予定についてより正確な情報提供を行うことに努めること。
- (3) 卸売販売業者は、医療機関等における接種に支障を来す場合等必要に応じ、一時的に供給が不足する製造販売業者等のワクチンに対する注文を他社のワクチンの供給で補う等の対応に努めること。その場合、医療機関等も協力するとともに、卸売販売業者は、予約本数の変動があった場合には製造販売業者等に可能な限り事前に報告するよう努めること。
- (4) 10月17日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に供することとしていること。
- (5) 血液対策課は、今後の需要の動向を見ながら、必要に応じ増産の指導も検討するものであること。

## 2. 今冬の需要予測及び融通用保管在庫

本年3月に実施されたワクチンの需要に係る世帯調査では2,057万本程度と予測されたが、8月に実施された世帯調査（速報値）においては2,150万本となるなど、3月の需要予測の上限値2,154万本の範囲内ではあるが、需要に関しては微増傾向がある。このため、不足時の融通用に合計60万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしたこと。これらの在庫については、都道府県から血液対策課への要請に基づき、速やかに配送するよう製造販売業者等に依頼することとしていること。

## 3. 鳥インフルエンザ

インフルエンザワクチンは、鳥インフルエンザの直接の防御に対する効果は認められていないことに留意し、情報提供に努めること。